

事 務 連 絡  
令和2年10月2日

就労系指定障害福祉サービス事業所管理者 殿  
(那覇市を除く)

沖縄県子ども生活福祉部  
障害福祉課事業指導支援班

### 新型コロナウイルス感染症に係る利用者への対応等について

日頃から、障害福祉行政の推進にご協力いただき、お礼申し上げます。

みだしについては、これまでの厚生労働省通知（「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第1報～第6報）」等）で示されてきたところです。

現時点において、本県では県内の新型コロナウイルス感染症対策の警戒レベルは第3段階（感染流行期）としておりますが、今秋以降は更に感染拡大するとの予想もあります。

このような中、「事業所の利用者の中には、事業所の休所で居場所や工賃を失い、追い詰められている者が少なくない」等を指摘する報道がありました。

新型コロナウイルスへの対応につきましては、利用者の工賃（賃金）については自立支援給付費を充てることが可能とする等の他、事業所運営に係る基本報酬の算定区分等についても柔軟な取扱いができることになっております。

事業所管理者におかれましては、再度、厚生労働省通知をご確認のうえ、今後においても事業所職員への周知徹底及び注意喚起、利用者やその家族等への対応や事業所運営について遺漏なきようよろしくお願いいたします。

なお、厚生労働省通知は、厚生労働省HPの他、当課HPにも掲載しておりますことを申し添えます。

お問い合わせ先

沖縄県子ども生活福祉部  
障害福祉課事業指導支援班  
就労担当  
TEL 098-866-2190